

NI+C期間限定サービス・プログラムご提供条件

第1条(期間限定サービス/プログラムの販売)

日本情報通信株式会社(以下「NI+C」といいます。)は、期間限定プログラム、SaaS等の提供期間を限定したサービスプログラム(以下「サービス等」といいます。)を販売し、お客様は自己のデータ処理目的でNI+Cより購入するものとします。

第2条(支払方法等)

1. NI+Cが請求するサービス等に対する対価の支払方法は、次の各号に区分され表記に記載されます。

(1)月払い

サービス等期間開始日より起算され請求されます。1か月に満たない月の料金は、1か月を30日として日割計算されます

(2)年払い

サービス等期間が1年間の場合に選択可能となります。サービス期間開始日より起算され1年分が請求されます。

(3)期間一括払い

サービス等期間中における料金を一括して支払う場合に適用されます。サービス期間開始日より起算され、サービス期間中における料金が一括して請求されます。

(4)従量課金、超過料金等

第3条および第4条に定める条件に基づき、メーカーまたは提供元が定めるサービス条件等の定めにより、従量課金および超過料金等が請求される場合があります。この場合、NI+Cは、メーカーまたは提供元から発行される請求情報に基づき、従量課金および超過料金等を請求することができ、お客様はNI+C請求書記載条件に基づき支払うものとします。

2.表記金額には別途消費税が加算されます。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。また、税率変更に伴い増額分の追加請求が必要となった場合、NI+Cはお客様に対して増額分の追加請求を行うことができるものとします。

3.お客様は料金を表記の支払条件に基づき支払うものとします。なお、その振込手数料はお客様にて負担いただきます。

4.前項に定める支払期日が経過してもお客様の支払いが行われない場合、お客様は、支払期日の翌日から当該支払を行う日まで年利 14.5パーセントの割合による支払遅延利息をNI+Cに支払うものとします。

第3条(NI+Cサービス等)

NI+Cがお客様に直接提供するサービス等の場合、別途NI+Cが提示するサービス条件に基づき提供され、サービス条件に記載の各条件が適用されます。なお、NI+C サブライセンスプログラム・パッケージ等が提供される場合、NI+Cが指定するWebサイト

http://www.niandc.co.jp/guide/nic_swinfo/

に掲載される最新の条件が適用されるものとします。また、Webサイトに掲載される条件が変更された場合、当該変更日付を以って変更後の条件が適用されるものとします。

第4条(その他サービス等)

前条に規定する他のサービス等は、サービス等、メーカーまたは提供元のサービス条件、保証条件、保守条件またはサポート条件等に基づき、メーカーまたは提供元より直接的にサービス、使用許諾、保証および保守・サポート等が提供されます。NI+Cは本条にて規定するその他サービス等について、法律上の契約不適合責任(瑕疵担保責任)、並びに、サービスおよび保守・サポート上の責任を含めいかなる責任も負わないものとします。

第5条(サービス等の期間)

お客様は、前2条のいずれかの条件に基づき、表記に記載される期間内において有効なサービス等がメーカーまたは提供元より直接提供されます。ただし、自動更新有りを選択された場合で、且つ、ご提供期間終了日の105日前までにお客様、NI+Cいずれの当事者からも契約を更新しない旨の通知が無い場合、同一期間および同一条件にて契約更新され、以後同様とします。

第6条(中途解約等)

サービス等期間中、お客様理由により本契約が解約された場合、支払済み料金は返金されません。また、月払い・年払いの場合等、中途解約時点において契約残期間における未払い料金がある場合、お客様は契約残期間分の料金をNI+C発行の請求に基づき一括して支払うものとします。

第7条(NI+Cの責任)

お客様がNI+Cの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、NI+Cの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生 の直接原因となった製品の支払い済み契約金額(1年を超える場合は1年分に相当する金額)を限度とする金銭賠償に限られます。NI+Cは、いかなる場合にも、NI+Cの責に帰すことのできない事由から生じた損害、NI+Cの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づくお客様の損害、データ・プログラム等無体物の損害および現金等を取り扱う物品に関して生じた現金等の損失・毀損については、責任を負いません。

第8条(機密情報)

1.本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、①機密と明記のうえ開示した情報、②口頭で機密と告げたうえで開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。

2.受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後5年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社または「関連会社」の従業員以外には、開示または使用させないものとします。

3.本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかげる情報に

は適用されません。

1)機密保持義務を負うことなく既に保有している情報、2)独自に開発した情報、3)第三者から正当に入手した情報、4)受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

4.受領当事者は、本契約が終了したときまたは開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還または破棄するものとします。

5.「関連会社」とは、次の各号にかかげるものをいいます。

(1)お客様またはNI+Cの議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している法人その他の団体

(2)前号所定の団体が、議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している団体

第9条(反社会的勢力の排除)

1.お客様およびNI+Cは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1)自らまたは自らの役員等(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。)であること

(2)自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること

(3)自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること

(4)自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱う等の関与をしていると認められること

(5)本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること

2.お客様およびNI+Cは、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1)第1項に違反したとき

(2)自らまたは第三者をして、相手方に対する①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③脅迫の言辞または暴力的行為、また、④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為、をしたとき

3. NI+Cは、本契約によりNI+Cが受託した業務の一部を第三者に再委託する契約(以下、「再委託契約」という。)の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければならないこと

4.お客様は、NI+Cが前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

5.お客様およびNI+Cは、第2項および前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

6.別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先します。

第10条(解除)

1.お客様またはNI+C は、相手方に次のいずれかに該当する理由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解約することができます。

(1)相手方が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なおその期間内に履行の見込みがないと認めるとき

(2)相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行しない見込みがないと認めるとき

(3)相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき

(4)相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき

(5)相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき

(6)相手方に信用不安が発生したとき、財産状態が悪化したとき、またはその他契約の維持が困難であると認められる相当の事由があるとき

2.前項のいずれかに該当したときは、解約された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

第11条(その他)

1.お客様は、NI+C の書面による事前の同意がない限り本契約に基づく契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡もしくは移転またはサービス等を再販することはできません。

2.NI+C は、3か月前までの通知により、料金その他の本契約条件を変更できるものとします。

3.本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合は、時効により消滅します。

4.本契約におけるサービス等は、お客様が自己のデータ処理の目的で購入するものとし、NI+C の事前同意がある場合を除き、転売目的とした購入はできません。

5.金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ストライキその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエビデミック・パンデミック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。

6.本契約は日本国法を準拠法とし、本契約における当事者間の紛争解決について、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

7.本契約が解約または終了した場合であっても、第7条「NI+Cの責任」、第8条「機密情報」、第11条1項「譲渡の禁止」、第11条3項「消滅時効」、第11条6項「紛争の解決」は有効に存続します。

以上

(2023.04.15) A04-11-2